

漁業信用基金協会組織強化対策事業（拡充）

1 趣 旨

- (1) 漁業金融においては、制度資金を整備するだけでは担保能力の不足から漁業者等に対する円滑な資金供給が難しくなってきているため、漁業者の信用補完が重要となってきた。
- (2) 漁業者の信用補完機能は、従来より中小漁業融資保証法に基づき、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が担ってきたところであるが、基金協会は、近年の厳しい漁業情勢を反映して、保証残高が減少するとともに、保証料収入や低金利の長期化による運用益収入の低下等の影響により、21年度決算では全体の3割に当たる12基金協会が赤字を計上する一方、魚価の低迷等から長期延滞が増大し、今後、多額の代位弁済、求償権の発生による厳しい経営環境が見込まれており、このような厳しい事態に適切に対応し、かつ、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を行うための保証業務を的確に実施し得る体制を整備することが重要である。
- (3) これまで、基金協会として行ってきた、常勤役職員の削減（11年度1協会あたり5.2人→21年度4.1人）等の自助努力も既に限界に達しており、このように経営状況が悪化し慢性的な人員不足に陥っている基金協会が今後も責任ある中小漁業融資保証制度を維持していくことを可能とするため、協会間の合併を中心とした組織強化対策を支援することとする。

2 事業内容

(1) 合併プラン等策定事業

経営状況が悪化している基金協会や慢性的な人員不足に陥っている基金協会に対し、基金協会の合併を円滑に進めるためのM&A専門家による現地調査・合併プラン策定及び合併検討会の実施に必要な経費を助成。

(2) 保証引受システム保守管理事業

合併等組織再編に伴うシステム移行・統合、保守経費を助成。

(3) 合併協会交付金交付事業

協会合併の阻害要因となっている繰越欠損金を有する基金協会が参加する合併において、当該協会の会員が繰越欠損金解消のために減資等の協力を行った場合、合併を行う基金協会に対し、繰越欠損金を有していた基金協会の過去3カ年平均の年間保証額の1／15の交付金を交付。

3 事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成22年度～平成24年度

5 平成23年度概算決定額（前年度予算額）

38,674千円（41,983千円）

6 補助率

定額

7. 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2346（直）